

諮問番号 令和6年諮問第1号

答申番号 令和6年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、却下すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）の主張は、おおむね次のとおりである。

令和〇年〇月〇日付けで処分庁から送付された納付書番号〇〇の納付書兼納入済通知書（「令和〇年度特別区民税・都民税 平成〇年度相当分」と記載のあるもの。以下「本件納付通知書1」という。）及び同じく同日付けで処分庁から送付された納付書番号〇〇の納付書兼納入済通知書（「令和〇年度特別区民税・都民税 令和〇年度相当分」と記載のあるもの。以下「本件納付通知書2」という。また、本件納付通知書1と本件納付通知書2をあわせて「本件各納付通知書」という。）は、何を納付するよう求めるものか不明であるので、本件各納付通知書の送付を撤回するよう求める。

また、本件各納付通知書に記載されている課税処分は違法であるので取消しを求める。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審査庁の主張は、おおむね次のとおりである。

審理員意見書によると、本件各納付通知書の送付は行政庁の処分とは認められず、本件納付通知書1に係る賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分1」という。）及び本件納付通知書2に係る賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分2」という。また、本件賦課決定処分1と本件賦課決定処分2をあわせて「本件各賦課決定処分」という。）に係る審査請求は、請求人が本件各賦課決定処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過してなされていることから、行政不

服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第４５条第１項の規定に基づき、却下されるべきと考える。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 認定事実について

処分庁は、平成○年度の住民税として、令和○年○月○日、請求人に対して、本件賦課決定処分１を行った上、同日、請求人に対し本件賦課決定処分１に係る納税通知書を発送した。また、処分庁は、令和○年度相当分の住民税として、令和○年○月○日、請求人に対して、本件賦課決定処分２を行った上、同日、請求人に対し本件賦課決定処分２に係る納税通知書を送付した。

その後、請求人からは本件各賦課決定処分に係る住民税の納付がなかったことから、処分庁は、令和○年○月○日、同年○月○日、同年○月○日及び令和○年○月○日にも、請求人に対し、それぞれ督促状を送付した。

その後も、当該住民税については納付がなく、処分庁は、令和○年○月○日付けで請求人に対し、当該住民税について本件各納付通知書を発付している。

２ 判断

（１）本件各納付通知書の送付の撤回について

請求人は、本件審査請求において、審査庁から、令和○年○月○日及び同年○月○日に補正命令を受け、審理員からも本件審査請求の対象となる処分行為につき、令和○年○月○日付質問書を送付したが、本件各納付通知書の送付の撤回の請求を維持しているところ、審査請求の対象となる「行政庁の処分」（法第２条）とは「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」とされているところ（最高裁昭和３９年１０月２９日第一小法廷判決民集１８巻８号１８０９頁）、本件各納付通知書の送付は、本件各賦課決定処分の内容を通知するものにすぎず、審査請求の対象となる「行政庁の処分」に該当しない。

(2) 本件各賦課決定処分取消請求について

処分庁は、本件賦課決定処分1については、令和○年○月○日に、本件賦課決定処分2については、同年○月○日に、請求人に対し、それぞれ納付通知書を発送している。これについて、請求人は、令和○年○月○日付納付通知書につき、「受領していないか内容が不明なため送り返した」旨主張する。

もっとも、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条第1項により「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」とされており、同条第4項において「通常取扱いによる郵便又は信書便により第一項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三及び第二十二条の五において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。」とされている。請求人において、この間送達を受けるべき住居に変更があつたとは認められず、令和○年○月○日付けの納付通知書が送達されていることも併せ考えれば、上記推定を覆す事情はなく、送達があつたものと推定することができる。

以上からすると、請求人の本件各賦課決定処分取消請求は、「処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過し」ており、期間内に請求できなかったことについて正当な理由があつたとは認められないから（法第18条第1項）、請求人の審査請求は不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件各納付通知書の送付及び本件各賦課決定処分に係る審査請求はいずれも不適法であるから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり却下すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付

- 2 令和○年○月○日 請求人から主張書面を受領
- 3 令和○年○月○日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

請求人から、法第76条の規定に基づく主張書面が提出された。

また、当審査会は、法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件各納付通知書の送付の処分性及び本件各賦課決定処分に関する審査請求に係る審査請求期間について

当審査会は、審査請求書、弁明書、反論書、審理員意見書等を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

5 審査会の判断について

(1) 以上のことから、当審査会への諮問及び審理員が行った審理手続は適正、適法かつ妥当である。

(2) 本件各納付通知書の送付は、行政庁の処分に当たらず、また、請求人による本件各賦課決定処分の取消請求は、審査請求期間を経過してなされたものであるため、本件各納付通知書の送付及び本件各賦課決定処分に係る審査請求はいずれも不適法である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会